

仕様書

(業務名称)

第1条 各務原市新総合体育館・総合運動防災公園整備民間活力導入可能性調査業務委託

(履行期間)

第2条 契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

(履行場所)

第3条 各務原市教育委員会事務局教育施設整備推進室

(目的)

第4条 令和4年度に策定した各務原市新総合体育館・総合運動防災公園整備基本計画(以下「基本計画」という。)を踏まえ、民間活力導入手法の適用に向けて、事業手法や事業範囲等の整理を行うとともに、民間事業者の意向確認やVFM(財政負担軽減効果)の算定を行い、適切な事業スキームの決定を行う。また、当市にとって新たな試みであることを踏まえ、庁内及び市議会における円滑な導入検討及び合意形成に必要な支援を行う。あわせて、本公園(各務原都市計画公園6・5・1各務原スポーツ広場公園(A=約11.4ha))の費用便益分析を行う。

(業務内容)

第5条 本業務の内容は以下のとおりとする。

1 民間活力導入可能性調査

1.1 事業スキームの検討

1.1.1 導入が考えられる事業手法の整理

本施設の整備・管理運営について、導入が考えられる事業手法(DBO、PFI、Park-PFI等)について概要を整理する。

1.1.2 事業手法の導入範囲及びパターンの整理

本施設の整備・管理運営について、スポーツ施設、防災施設、収益施設等の各機能を踏まえ、民間活力導入手法の導入対象範囲及びパターンについて整理する。

1.1.3 事業方式の検討

本施設の特徴を踏まえた事業方式(DBO、PFI、Park-PFI等)について検討する。

1.1.4 事業形態の検討

本施設の特徴を踏まえた事業形態(サービス購入型、収益型等)について検討する。

1.1.5 事業期間の検討

大規模修繕の考え方や本施設の需要等を踏まえながら、適切な事業期間を検討する。

1.2 制度上の課題等の整理

本事業を民間活力導入手法で実施する場合に想定される、法制度上の課題や支援措置等について整理する。

1.3 市場調査の実施

1.3.1 市場調査の実施

本事業を民間活力導入手法で実施する場合における、民間事業者の参入意欲、参入可能な事業スキーム、条件、要望等の意向を確認するため、市場調査を実施する。

- 1.3.2 調査結果の取りまとめ
民間事業者を対象とした市場調査の結果について、整理・分析を行い、事業スキームの検討に反映する。
 - 1.4 VFMの算定
 - 1.4.1 概算事業費の算定
本事業の実施にあたり必要となる概算事業費（設計費、建設費、維持管理費、運営費等）を算定する。
 - 1.4.2 従来手法の場合の事業費の算定
従来方式で事業を実施する場合に、事業期間を通して必要となる総事業費を算定する。
 - 1.4.3 民間活力導入手法の場合の事業費の算定
民間活力導入手法で事業を実施する場合に、事業期間を通して必要となる総事業費を算定する。
 - 1.4.4 VFMの算定
従来手法と民間活力導入手法を比較検討しVFMを算定する。
 - 1.5 事業手法の総合評価と課題等の整理
本事業への民間活力導入手法の適用について総合的な評価及び判断を行う。また、民間活力導入手法で実施する場合に想定される課題及びその対策について整理する。
 - 1.6 庁内及び市議会における理解推進と合意形成に関する支援
庁内及び市議会における民間活力導入手法に関する理解推進と合意形成のため、説明会の実施や会議資料の作成等を行う。
- 2 費用便益分析
大規模公園費用対効果分析手法マニュアル（国土交通省都市局公園緑地・景観課）に基づき、本公園（各務原都市計画公園 6・5・1 各務原スポーツ広場公園（A=約 11.4ha））の費用便益分析を行う。
 - 2.1 資料の整理
分析対象公園に関する資料を収集・整理するとともに、整備実績及び今後の整備計画の概要等を把握する。また、上記マニュアルに示される公園種別距離別類型利用率を踏まえ、公園誘致圏や競合公園を設定し調査を行う。なお、調査先が自治体である場合には発注者が調査依頼に協力する。
 - 2.2 費用便益分析
分析対象公園の直接利用価値及び間接利用価値について、各年度における単年度便益と現在価値を算出の上、総便益と総費用を算出し、費用対効果を計測する。
 - 3 打ち合わせ協議及び報告書作成
上記の業務に関して、必要となる資料や書類を作成し、事務局との協議を実施するとともに、報告書を取りまとめ、提出する。
事務局との協議は、業務着手時・中間時・業務最終納品前のほか、必要な際に実施するものとする。

（適用基準等）

第6条 本業務は以下にあげるものを適用する。受注者は業務の実施内容が下記の指針及び各種法令等に適合するよう業務を実施しなければならない。

- ・各務原市総合計画
- ・各務原市教育振興基本計画
- ・各務原市スポーツ推進計画
- ・各務原市新総合体育館整備基本構想

- ・各務原市新総合体育館・総合運動防災公園整備基本計画
- ・その他関係法令等

(実施計画)

第7条 受注者は、契約後速やかに業務計画書、着手届、工程表、管理技術者、照査技術者届等を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

(協議)

第8条 受注者は、本業務の実施にあたり、監督員と綿密な連絡、協議を行い、疑義が生じたときは、監督員の指示を受けるものとする。

(工程管理)

第9条 受注者は、業務計画書に基づき、業務の進捗状況について随時監督員に報告し、適切な工程管理に努めなければならない。

(責務)

第10条 本業務に必要な資料は、受注者が収集作業を行うものとする。これらの資料の内容及び調査の成果は、外部へ情報を漏洩することがあってはならない。なお、発注者が提供する資料について、破損や紛失などを生じた場合は、速やかに発注者へ報告し、指示に従うこと。

(疑義)

第11条 本仕様書に明示なき事項、又は疑義を生じた場合は、監督員と協議の上、指示を受けるものとする。

(現地調査)

第12条 本業務の実施にあたり、現地調査が必要となる場合は、監督員の承諾を得て行うものとし、調査者の身分を明らかにして、土地所有者や管理者と無用の軋轢を生じることがないように十分注意をしなければならない。

(検査)

第13条 受注者は、業務完了時には、成果品を整え速やかに発注者の検査を受けなければならない。

(契約代金の支払時期及び方法)

第14条 契約金額の支払方法は業務完了後の一括払いとし、完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(成果品)

第15条 本業務の成果品は下記のとおりとする。

- 1 各務原市新総合体育館・総合運動防災公園整備民間活力導入可能性調査結果報告書 正・副2部
- 2 各務原市新総合体育館・総合運動防災公園整備民間活力導入可能性調査結果概要版 A3カラー両面 データ
- 3 費用便益分析結果報告書 正・副2部
- 4 上記の報告書及び関連データ 1式

(その他)

第16条 受注者は契約の履行にあたって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書に基づき協議を行うものとする。

詳細については、教育委員会事務局教育施設整備推進室職員と協議しその指示に従うこと。

以上